

被災建築物応急危険度判定業務に係る協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県被災建築物応急危険度判定要綱（平成10年3月制定）に基づく被災建築物の応急危険度判定業務の協力について、山形県（以下「県」という。）と一般社団法人山形県建築協会（以下「協会」という。）において必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）
余震等による被災建築物の倒壊や部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定及び表示等を行うことをいう。
- 二 応急危険度判定士
山形県被災建築物応急危険度判定士認定制度要綱（平成10年3月制定）に基づき、知事の認定を受けボランティアとして応急危険度判定を行う者をいう。
- 三 応急危険度判定コーディネーター
判定の実施にあたり、関係機関と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属するものをいう。

(応急危険度判定士養成への協力)

第3条 協会は、会員に対し、県が開催する応急危険度判定士養成講習会への参加を呼びかけるものとする。

(名簿の作成)

第4条 県は、応急危険度判定士名簿及び応急危険度判定コーディネーター名簿を作成し、協会に通知するものとする。

(判定活動への協力)

第5条 協会は、県から判定活動の協力要請を受けたときは、会員企業に対し応急危険度判定士の参加を要請する。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、県においては山形県県土整備部建築住宅課とし、協会においては一般社団法人山形県建築協会事務局とする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度県と協会とで協議のうえ定めるものとする。

(適用)

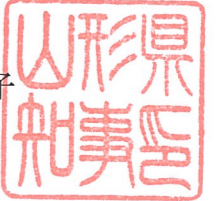
第8条 この協定は、令和3年7月1日から適用する。

この協定を証するため本書2通を作成し、県、協会で記名押印のうえ、各1通を保管する。

令和3年7月1日

県
山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄子



協会
山形市城北町一丁目12番26号
一般社団法人山形県建築協会

会長 市村 清勝

